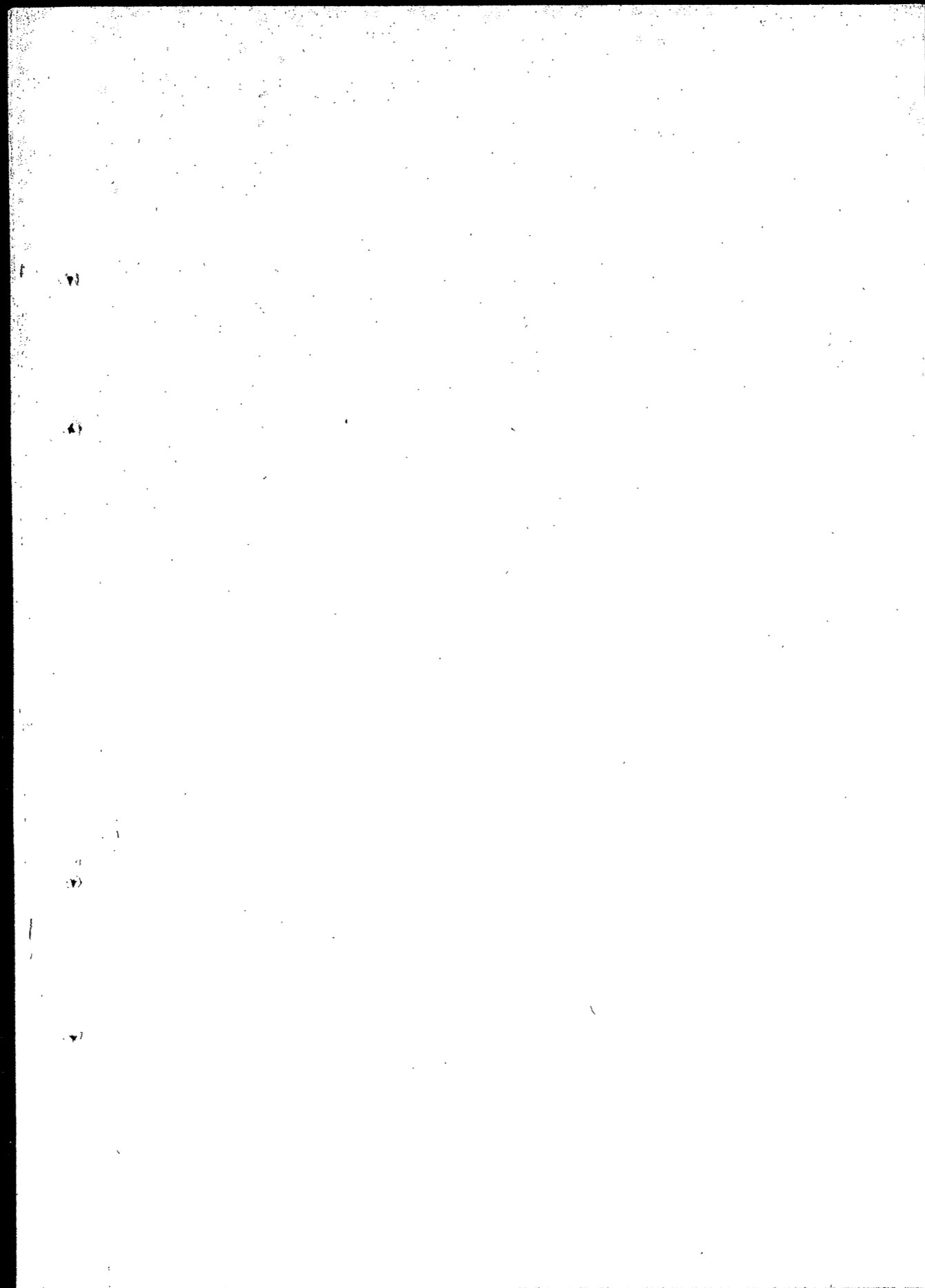




| | |
|--------|------|
| 国立公文書館 | |
| 分類 | ③ ④ |
| | 3 A |
| 排架番号 | 15 |
| | 66-9 |



66~9

大日本帝國政府

崎谷幸公官殿

昭和十八年七月一日

外、總、昭一八、七、五、寫

橫濱正金銀行頭取席
總務部長 清水克敏

大藏省外費局
總務課長 久保文藏 殿

拜啓

陳者弊河内支店報告ニ依リ左記二件在御參考供當電候 敬具

一 邦商輸入商品ノ總給統制

二 河内ニ於ケル金融機關及金利

裏面白紙

大日本帝國政府

一、邦商輸入商品ノ配給統制

一、輸入物資ノ配給統制ニ就テハ佛印關ヨリ本邦關ノ協力を依頼シ來リ本邦關モ原則トシテハ之ヲ認メ貿易統制會ニ於テ實施方法ヲ考究中デアツタガ、邦商輸入分ニ就テハ

(1) 輸入品ノ中ニハ特殊軍需品獲得ノ爲メ必要ナル交換物資ヲ含ミ、

ニレテ佛印關ノ統制ニ委セルコトハ出來ナイ。

(2) 一般的ニ邦商輸入分ヲ佛印關統制ニ委ネルコトハ我國關稅ノ優遇ヲアル。

等ノ理由ニ依リ貿易統制會一手ニ之ヲ統制スルコトニ決定シタ。

ニ而シテ適當リ貿易統制會ガ配給規正ヲ行フ商品ハ左ノ十五品目デア
ル。コレハ佛印關ニ於テ既ニ配給規正ヲ行ヒツ、アルモノデア
ル。斯クテ邦商ハ右商品ノ入荷申請ト共ニ直チニ販賣希望先ヲ貿易統制
會ニ通告シ、其指示ヲ俟ツテ初メ販賣スルコトヲ得ルノデア

裏面白紙

大日本帝國政府

- 十五品目ハ次ノ如シ
- (1) 自動車タイヤ、蓄電池、自動車減備品及附屬品
 - (2) 各種紙類
 - (3) テニスボール
 - (4) 鐵製並ニ鋼鐵製釘
 - (5) 自轉車並ニ人力車部品
 - (6) オートヂェエー又鋸接器
 - (7) 電氣鋸接器
 - (8) コールタール
 - (9) 工業用革帶
 - (10) グラインター
 - (11) 水ールペアリント

裏面白紙

大日本帝國政府

電話線並ニ電氣ケーブル

ゴム層

セメント、マグネシウム、鹽、各種金屬砂、草帶、金屬網、
穿孔線、藤籐板、被褥品（木材、掃帚）

個人網糸、スフ糸、綿糸

尚右十五品目以外ニ佛印側ノ舊統制品目トシテ金屬製品、化學製
品ガアリ、コレニ就テハ貿易統制會チハ邦商ニ對シ別ニ配給統制
ノ意圖ヲ表明シテナイ爲メ、商社ニ依テハ從來通り佛印側ニ申請
ヲ行ツテキル所モアルガ、邦商ノ多クハコレモ前記十五品目ニ準
ジ佛印側ノ統制ヲ繰越シ、貿易統制會ニ指示ヲ仰イデキル。

茲本邦側ノ配給統制ニ依リ佛印輸入物價ハ佛商側ハ佛商ニ、邦商分
ハ邦トシテ安南人、支那人等ニ配給分野ガ決定セラレルコトニナ
ルガ貿易統制會トシテモ、邦商輸入分ガ佛商分ヨリ大ナル商品ニ

裏面白紙

大日本帝國政府

レテ、佛印國ガ配給上困難ヲ來スコトアル時ハ佛印國依頼ニ依リ
適當ニ調整ヲナストノ意圖デアリ。

一方邦商配給先ニ對スル佛印國ノ壓迫ハ邦商間ニ危懼サレテヤル
ガ現在何等具體的調整ヲ決定シテヤナイ。

其次ニ佛印國日本人輸入同盟會デハ今則邦商調整輸入商品ノ輸入並ニ
細、小賣ニ調整シテ、如ク特別區域金ヲ徴收スルコト、ナツタ。

(2) 邦商輸入調整ハ毎月十日迄ニ前月分自己輸入品（日本以外ヨリ
ノ輸入品ヲ含ム）ノ
數量、價值ノ千分ノ一ヲ輸入報告書（商品別、
數量、價值ヲ記載）添付ノ上納入ノコト。

(3) 邦商間、小賣業者ハ毎月十日迄ニ前月分受給品（輸入品ニ限ル）
ノ受給價值ノ千分ノ一ヲ受給報告書（買受先別、商品別、數量
及價值ヲ記載）添付ノ上納入ノコト。

(4) 配給先ガ大府府又ハ貿易統制會公認スル外國商社ナルトキハ配

裏面白紙

大日本帝國政府

給價額、千分、一ヲ輸入業者ニ於テ代行納入、コト。

輸入業者ハ毎月十日迄ニ給報書一商品別、販賣先、數量
及價額ヲ記載、ヲ提出シ、而シテ販賣先ガ外國商社ナルトキ
ハ特ニ其國籍ヲ明記、コト。

(4) 佛國夕オーターニ依ル輸入品ヲ買戻ス場合ハ當該買戻品ニ就
テモ前記(1)(2)(3)ト同様、方式ニ依リ納入シ、コ、場合ニ於テ
ハ買戻品ナルコトヲ明記、コト。

(5) 本件ハ最近、荷魯丸積海防揚輸入品ヨリ實施シ北部邦國夕オ
ーターニ依ル購買揚輸品ニ就テモ同様トス。

ニ河内ニ於ケル金融機關及金利

(4) 現在河内ニ於ケル金融機關ヲ舉グルト次、據テモ、ガアル。

(2) 印度支那銀行 (Banque de l'Indochine)

資本金一億二千萬フラン、本店 巴里、一般銀行業務、

裏面白紙

大日本帝國政府

為替管理代行、紙幣發行係ヲ有ス

(甲) 中法實業銀行 (Banque Industrielle de Chine)

資本金五千萬フラン、本店 巴黎、一般銀行業務

(乙) 印度支那不動產銀行 (Credit Foncier d'Indochine)

資本金一億一千萬フラン、本店 巴黎、不動產貸付

(丙) 廣東銀行 (Banque de Chine)

資本金四百萬フラン、本店 巴黎、不動產貸付

(丁) 網際野蠻銀行 (Societe Interbankiere d'Europe)

資本金八百萬フラン、本店 上海、貯蓄

業務

(戊) 東亞安南不動產銀行 (Societe Annamite d'Immobilier)

資本金一千二百八十八萬八千七百フラン、本店 河内、不動

產貸付

裏面白紙

大日本帝國政府

- (7) 印度支那不動産金融組合
(Union Immobiliere et Financiere de l'Indochine)
資本金四十萬フラン、本店 河内、不動産貸付、政府經營ノ金融機關 (Credit Populaire)
 - (8) 庶民金融局 (Societe de Credit Colonial)
農工(手工)業、水産業及小工業金融
 - (9) 植民地金融會社
植民地金融
市經營ノ金融機關
 - (10) 市營賣場 (Municipal Societe)
庶民金融
- 尚ほ賣ト買ナリ河内ニハ銀行ノ組合ノ機ナモノハタク何カ取極メテ要スル機ナ場合ハ銀行ト印度支那銀行、中法實業銀行ト打合セテヤツテキル。

裏面白紙

大日本帝國政府

改正物價統制令

(主トシテ輸入品價格ニ就イテ)

一 昨年九月廿三日ヨリ實施サレテキタ從來ノ佛印物價統制令ハ今回五月八日附總務令ニヨリ全面的ニ改訂公布サレタ。新法令ハ五章三十八條ト四ツノ附設ヨリナル相當廣泛ナルモノデアルガ不取敢總務トシテ其ノ目的トシテキル價格統制ノ大体ノ骨組ト本邦ニ最モ關係ノ深イ輸入品價格ノ部ニ就キ御報告スル

先ツ物價統制ヲ次ノ四形式ニ分ケル

(一) 生産價格統制可制 (Price & Production Control)

(二) 分配 (配、小賣) 價格統制 (Distribution Control)

(三) 特定物資ニ對スル公定價格

(四) 運費其他諸サ一ツイヌ料ノ公定

第一ノ生産價格ノ公定ニ就テハ之ヲ農産物ト工業生産物トニ別タ

裏面白紙

大日本帝國政府

レ工業生産物ハ更ニ食料、建設資材、燃料、繊維、紙、糖類、化
學肥料、農、電氣器具、ゴム製品、マツチ、蠶糸、自動車、自動
車、其他ニ分リ決テ、價格ノ漲可ク行フ可キ種商賣品ヲ規定シテ
キル。即チ本令ニオツテハ直接ニハ生産價格ヲ規定セズ、之ヲ定
ム可キ種商賣品ヲ決メテキル。即チ規定ノ樹皮タル生産品
ハ即チ印度支那ニ於テ生産サレルモノ、一、穀類(米、豆、蕎麥
、麥、粟) 二、蔬菜(アロートル、ビートル、小豆、油、砂糖、牛肉、
木材、蠶糸、セメント、硝子、鹽、錫、銅、鐵、鉛、炭、力、
ソラ、羊毛、紙、電線、メッキ、蠶糸等) 三、皮革、硝子、其
ノ種類ニテ、産ハ其、生産者ニモ、中央部領事官、管轄ニ關ス
ルモノ、地方領事官ニ關スルモノ、事務領事官ニ關スルモノ、
各地方ニモ、
商ノ標準價格決定會ニ關スルモノ、ハ標準會ニモリ其ノ他ハ地方
協會ニモリ標準價格決定會ニ關スルモノ、

裏面白紙

大日本帝國政府

三 中央物價委員會地方物價委員會並ニ郡物價委員會ハ從來トホ、購成ガ同ジデアアルガ前項ニ述ベタ統制ノ形成ハ從來トヤ、趣キ異ニシテキル。即チ從來ハ前記ノ三物價委員會ニ應ジテ

(一) 中央物價委員會ノ管轄ニ屬スル物資

(二) 地方物價委員會ノ管轄ニ屬スル物資

(三) 郡又ハ市ニテ決定スベキ物資

ノ三種ニ分チ第一ハホ、今回ノ前項(一)ニ相當シ第二ハホ、前項(二)及ビ(三)ニ相當シ第三ハ前項(三)ニ相當スル。然シテ從來ハ印度支那産品ハ主トシテ中央物價委員會ヲ統制シ輸入物資等ハ地方物價委員會ヲ統制シテキタノデアアルガ今回ノ改正ニヨリ前述ノ如ク印度支那産品ニ對シテモ適宜地方或ハ郡市ノ統制ヲ認メ又輸入物資其ノ他分配物資ニ就テモ場合ニヨリ中央ニテ公定スルコトヲ規定シタノデアアル。

裏面白紙

大日本帝國政府

裏面白紙

即チ原價チ一〇〇圓賣評價率チ三〇％小賣評價率チ一五％トセ
 ハ從來ハ左ノ如シ。
 $100 \div (100 \times 20\%) \div (100 \times 15\%) = 135$

今後ハ次ノ如ク計算サレル。
 $100 \div (100 \times 20\%) \div (125 \times 15\%) = 128$

(內) 圖賣、小賣、評價率ハ一時的ニ低下シタモノガ多い。
 例之

| | 従来ノ評價率 | 改正評價率 |
|------------------------|-------------------|-------------------|
| 絹糸 絹糸 絹糸 以上ノ類 | 二五％ 二〇％ 二五％ | 二〇％ 一五％ 二〇％ |
| 人絹 ス フ | 三五％ 四〇％ | 二八％ 三〇％ |
| | 小賣 | 小賣 |

大日本帝國政府

| ガ | ラ | ス | 新 | 用 | 紙 | 小 | 御 | 實 | 二 | 一 | 五 | 五 | % | % |
|------------------------------|--------|-----------|-------|--------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 以上ノ如ク今國ノ物價統制令ニヨリ輸入商ノ利潤率ハ一般のニ | | | | | | | | | | | | | | |
| ヤ、低下スルモノト考ヘラレルノザアル。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 輸入商品價格決定ノ實例 | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 從來ノ方法 | | | | | | | | | | | | | | |
| 綿布 | 五 | 俵 | | | | | | | | | | | | |
| インダオイス | 0.1.2. | 1.2.400.- | 87.10 | 1.2.2.561.27 | | | | | | | | | | |
| 信用狀手数料 | | | 15.16 | | | | | | | | | | | |
| 電報料 | | | 36.14 | | | | | | | | | | | |
| 利息 | 2% | 1.2.400.- | 97.10 | 111.26 | | | | | | | | | | |
| 印紙代(手形) | | | | 3.89 | | | | | | | | | | |

裏面白紙



大日本帝國政府

(別)新レイ方法

小賣價格

卸賣價格

I.C. 7,026.69 X 20%

I.C. 1,756.67

I.C. 10,189.66

運搬費

I.C. 1,405.33

I.C. 28,432.01

贈与證明書

I.C. 7,026.69 X 20%

I.C. 27,026.69

印刷物

12.50

倉庫

1.00

通關手数料

0.52

關稅

10.26

5.00

裏面白紙

大日本帝國政府

| | | | | | | |
|--------|--------|----------|-------|-------|----------|----------|
| インダオイス | 0.11.2 | 7,640.10 | 97.11 | 1.0.3 | 0,551.27 | 1,236.71 |
| 酒 | | | | | | 10.26 |
| 酒場ノ證明書 | | | | | | 0.52 |
| 酒 | | | | | | 22.50 |
| 酒 | | | | 1.0.3 | 5,821.26 | |
| 酒 | | | | 1.0.3 | 7,938.81 | |
| 酒 | | | | 1.0.3 | 9,581.21 | |
| 酒 | | | | 1.0.3 | 7,938.81 | |
| 酒 | | | | 1.0.3 | 9,581.21 | |

(附録) 以下輸入品價格決定ニ關スル部分ノミヲ記出スル

(新五章) 商人間ノ賣買價格

一 販賣價格決定方法

裏面白紙

大日本帝國政府

第十七條 販賣價格ハ次ノ諸問題ニ基キ決定セラル。

製造商價格ニ關シ製造費率ノ利益率定ムル評價率ノ引上ダハ其ノ
原料ノ性質ト情勢ニ據リ協々ノ協會ニ應ジ關係諸商ガ決定ス。協
内ノ諸商ノ議セラル、生産物ニ對シテハ利益率ハ右諸稅額ニ就テ
ハ算定スルコトヲ務メ。

輸入品ノ販賣價格ハ次ノ諸規定ヲ適用決定ス。

一 販賣計算ニ據リラルベキ要點

(1) 輸入商品

(1) 純正、品質、價格

(2) 運賃

(3) 海上保險 戰爭軍需品運賃増徴危險

一 但シ保險證書提出ニ當リテハ右危險ノカヴァラレザル海
上運輸ニ關シテハ輸入商ガ自家保險者タルヲ得ザルコト也

裏面白紙

大日本帝國政府

- ニ保費金額ハ〇、I、P、値段、十五%増以上タリ得ズ)
 - (4) 買入店又ハ仲介業者、手数料、但シ實際ニ仲介ヲ行ツタル場合ニ限ル。最高〇、I、P、値段、四%迄許可
 - (5) 右以外、總テ、戰時危險ニ對スル保費料或ニ其ノ目的、爲ニ設立セラレタルスベキ、相互保險會社ニ對スル加入料、最高〇、I、P、値段、五%許可
 - (6) 印度支那港向海上再積出、爲印度支那ニ於テ保費ヲ契約セラル場合ハ其、保費料
 - (7) 陸揚ケ倉庫トラツク運送、費用
 - (8) 關稅或ニ補種稅
 - (9) 轉賣、爲荷物、再包裝ナセル場合ハ其、費用
- 四) 印度支那産品
- (1) 工場、家内製造所ニ於ケル原價

裏面白紙

大日本帝國政府

三 郵便物高價格決定方法

(1) 輸入 郵便 品

郵便物高價格

(1) 郵便物自体、郵便物手配、手配料、手配料、但し實際に仲介、行ハレシ

(2) 印刷、運搬、トランプ等、費用

(3) 買入店又ハ仲介業者、手数料、但し實際に仲介、行ハレシ

(4) 郵便物

(5) 郵便物又ハ小賣、為再包装セル場合ハ其、費用又ハ委託者

注意

原價、計算ハ保額ニテカヴァーセラレザル損害ニ對シテハ
商價帯内ニ於テ實際店價ニ受取タル数量ニ應ジコトヲ得

裏面白紙

大日本帝國政府

- 一、二、三、價格又ハ、四、五、條件ヲ規テレタル時ハ前項
 (1) (2) 或ニ聯合ニ從ツテハ (4)、會計ニ對シテ當該物品ニ關
 シ別表ニ於テ規テレタル調査評價率ヲ用ケ
 (6) カクシテ規テレタル調査率ニ前項 (6) (7) (8) (9) ニ示サレタル國內費
 用會計ヲ加算スルハ本論(四)、(五)參照
 五ト五取リ定メラレド
 (四) 郵便支那物品
 郵便費最高額ノ
 (1) 工場敷内郵便所ニ於ケル郵便或ハ既ニ包裝済、聯合ハ郵便
 費ニ對シ當該物品ニ關シ別表ニ於テ示サレタル調査評價
 率ヲ用ケ
 (2) カクシテ規テレタル調査率 (3) (4) 並ニ (5) ニテ定メラレタル國內
 費用會計ヲ加ハル
 五ト五取リ定メラレド

裏面白紙



大日本帝國政府

三 小賣最高價格決定方法

小賣最高價格ハ卸賣價格ニ對シ當該商品ニ關シ別表ニ於テ定メラレタル小賣評價率ヲ適用シカクシテ得タル數字ニ運送費用ヲ加フルコトニヨリ算出セラル

注意

運送費用ハ正當ナル事情アル場合ノ外最短距離又ハ商品ノ性質及ビ事情ニヨリ最モ實際的ナル經路ニ據リ算定ス可シ

四 一率價格決定

諸物價委員會ハ或ハ權限ニヨリ或ハ輸入業者乃至製造業者ノ依頼ニ基キ消費者ノ利益ト認メラルベキ場合ハ一定州内ニ於テ又ハ全聯邦ニ於テ一率小賣價格決定ヲ關係當局ニ要求スルコトヲ得
右一率小賣價格ニヨル販賣ニ適用セラルベキ規定ハ像メ認可ヲ要ス

裏面白紙

大日本帝國政府

其配給統制

一定商品ノ配給ガ一職業團體或ハ諸職業團體或ハ政府ノ統制ノ下ニ置カル、時ハ右販賣價格ハ當該職業團體委員長配給機關委員長並ニ地方州長官ノ上申ニ基キ總督令ニヨリ決定セラルベキモノトス

六 卸賣小賣兼業商社

卸ト小賣トヲ同時ニ行フ商社ハ其ノ卸賣價格ニ對シ別表ニヨリ定メラレタル小賣ノ翰ヲ加ヘタモノニ相當スル小賣價格ヲ實施スルコトヲ得ベシ

(二) 商人間ノ買入レ

第十八條 印度支那ニ於ケル物資配給ハ卸賣商半卸賣商並ニ小賣商ニヨリ行ハル

卸賣商ト認メラル、モノハ

裏面白紙

大日本帝國政府

(イ) 直接輸入セル又ハ

(ロ) 生産者又ハ製造業者ヨリ直接賣却セラレタル商品材料又ハ生産物ノミノ買入レヲナスモノニ限ル

右商人ハ本令附録別表(B)ニ定メラレタルスベテノ卸賣評價率ヲ使用シ得

小賣商トハ其ノ商業活動ガ個人又ハ家庭ノ消費者ニ對スル供給ノミヲ目的トスル者ヲ稱ス

右商人ガ前記卸賣商ヨリ販賣ヲ受ケタル場合ハ別表ニ定メラレタルスベテノ小賣評價率ヲ使用スルコトヲ得

半卸賣商トハ上ニ定義セラレタル卸賣商ト小賣商ノ中間ニ位シ物資配給ヲ爲ススベテノ商人ヲ指ス、半卸賣商ノ収益ハ一部ハ卸賣評價率ニ一部ハ小賣評價率ニ依存ス

裏面白紙

大日本帝國政府

同一物賣、配給ニ於テイカホド多ク、半卸賣商ガ介在スルトモスベ
テノ場合ニ於テ其ノ仲介ハ左ノ如キ結果ヲ來スコトヲ得ズ

(1) 本令第十七條第三項ニヨリ定メラルタル小賣最高價格ヲ増加スル
コト

(2) 小賣商ノ利得ヲ半額以上減ズルコト

例、原價一〇〇ニテ賣價ニ〇%小賣ニ五%ノマージナル場合

若シ半卸賣商ノ仲介ナキ場合ハ卸賣商ハ $100 + 5 = 105$ 然レテ小

賣商ハ $100 + 5 = 105$ ニテ賣却スル

若シ一人乃至數人ノ半卸賣商ノ仲介アリタル場合ハ小賣商ノ買入

價格ハ $100 + 5 = 105$ 然レテ起ユルコトヲ得ズ

商人ヨリ商人ヘノ販賣モ前記ニ定メタル結果ヲ生ズルコトヲ得ズ

一定ノ販賣團體ニ屬スル利用者ニ對シ實施セラル、販賣價格ハ其

ノ商品性質ト賣却處ニ應ジ其ノ土地ノ商慣習ニ從ヒ定メラル右價

裏面白紙

大日本帝國政府

(四) 河内ノ金利

印度支那銀行ノ公定割引率ハ五% 掛置デアツテ市中金利概本左ノ如シ

商業手形六¹/₇分 約束手形七¹/₈分 一般貸付七¹/₈分 證券貸付二¹/₅、五¹/₆分 商品貸付六¹/₇分 不動産貸付六¹/₈分 庶民金融局(小工業者ニ對スルモノ)一分 市營實業貸付(月)一、五分 商人間貸付(無擔保)(月)一、五¹/₆、二分 銀行利息 無利息 目下 總理佛銀行デハ定期、特當ノ如キモノヲ取扱ツテ十¹/₁₀ノ概ダガ 國際貯蓄銀行ノ如キハ抽籤附積立府命ト云ツテ方法ヲ行ツテモル。即チコノ一例ヲ舉ゲルト、滿八年目ニ二〇〇比弗ヲ交取ル 場合ハ毎月二比弗ヲ積立テ、行クノダガ毎月行ハレル抽籤ニ當レバ直ダ二〇〇比弗ヲ貰ヘル仕組デアル。

裏面白紙

大日本帝國政府

生産者製造業者ハ當該生産物價格ヲ認可セル命令ノ公式通知ヲ俟
ツテ初メテ賣却スルコトヲ得ル。

第二ニ分配價格ニ就テハ先ヅ輸入品ト土産品トニ分チ其ノ原價ノ
計算法ヲ規定シ與ニ商品ノ種類ニ從ヒ原價ニ對シ卸賣並ニ小賣ノ
利益マ―デナンテ定メル評價率 (Majoration) ガ規定セラレテ居
之ニヨリ卸賣又ハ小賣ノ最高價格ガ決定サレルノデ此價格ヲ超ヘ
テ販賣スルコトハ出來ナイノデアル。(輸入品ニ就テハ別項參照)

第三ニ公定價格物賣トハバター、チーズ、牛乳、野菜、パン、鹽、
米、砂糖、竹、木炭、馬鈴薯、醬油、牛肉、乾魚、皮革等ヲ右ハ
總長又ハ市長ニヨリ價格ヲ公定サレルノデアル。

第四ノサーヴイストハ前條所定ノ標準河川航路ノ運費亦テル代辦
ノ右ハ總督令地方官又ハ市長市長ノ決定ニヨリ最高價格ガ公
定セラレル。

裏面白紙

大日本帝國政府

茲今閣ノ總督令ヲ轉ニ本邦關ニ關係ガ際イ點テ注目スベキモノハ輸入商品ニ對シテ第一ノ分關價格決定方法ノ變更ト其ノ評價率ノ全面的十引下デアル。右ニ關スル規定ハ總ニ關文ヲ添付シタカラ關照願度イガ變更要點ヲ示セバ夫ノ如クデアル。

(1) 原價決定ニ當ツテ從來關ノラレテキタ電線料備用狀關稅帶用印紙インヴオイス價格ノ二分ノ利息輸入稅及其ノ他ノ諸稅、荷揚ニ關スル諸費用其他ノ雜費計上ハ許可セラレナイ

(2) 關ヲ輸入業者ノ取務スル利益ヲ代表スル評價率ハ從來關稅合計ニ關シテ其ノ何パーセントト定メラレテキタガ今後ハ原價ノ中〇、一、二、三、價格ニ關シテノ一割ヲラレル。

(3) 仲介業者ノ手数料ガ五分ヨリ四分ニ引下ゲラレタコト

(4) 小賣評價率ハ從來ハ原價ニ關シテ算出サレタガ今後ハ關稅評價率ニ對シテ算出サレル。

裏面白紙